

宮福児第 1480 号
令和 3 年 2 月 5 日

各保護者 様

宮古島市長 座喜味 一幸
(公印省略)

感染者急増に伴う保育所等の対応について

日頃より新型コロナウイルス感染拡大防止についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県は県独自の緊急事態宣言発出後の新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として警戒レベル 4 の数値を示しており、専門家会議でも緊急事態宣言の延長をすべきとの意見もあることから、2 月 28 日までの延長を決定したところです。

宮古島市においても、「保育所等については、感染防止対策を徹底した上で、原則、開所」との県の方針に基づき、引き続き開所とし、令和 3 年 1 月 27 日付け、宮福児第 1443 号「感染者急増に伴う保育所等の対応について」で通知のとおり登園自粛要請を継続し、登園自粛した日数に応じて保育料を減免いたします。

保護者の皆様におかれましては、別紙「県独自の緊急事態宣言に伴う保育施設等における対応方針について (R3.2.5 日時点)」のとおりご協力下さいますようお願いいたします。

なお、この通知については 2 月 5 日現在であり、緊急事態宣言の解除があった場合等、変更があり得ることを申し添えます。

記

登園自粛要請期間：令和 3 年 1 月 28 日～緊急事態宣言中

保育料減免対象期間：令和 3 年 1 月 28 日～登園自粛要請期間終了まで

添付資料：・沖縄県緊急事態宣言発令に伴う保育所等の対応について (R3.2.5 日時点)

※登園自粛を要請しますが、医療従事者をはじめ社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことの出来ない保護者等もいることと思います。各家庭の状況を各施設長とご相談下さい。